

岐阜市障害者福祉施設（第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光）の  
指定管理者を一括して募集する理由について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス及び同法第 77 条第 3 項の規定による地域生活支援事業（以下「サービス等」という。）を行う知的障害者のための障害者福祉施設として設置する岐阜市立第二恵光、岐阜市立第三恵光、岐阜市立ワークス恵光及び岐阜市立ケアホーム恵光については、同一敷地内に併設されており、相互に連携しながら一体的にサービス等を提供していることから、今後もこれらの施設の管理及びサービス等の提供を効果的かつ効率的に実施することができるよう、これらの施設の指定管理者を一括で募集します。